別表第二二〇四・二一号の次に次の一号を加える。

二二〇四・二二	二リットルを超え一〇リットル以下の容器入りにしたもの	二一・三％（その率が一リットルにつき一五円八〇銭より高いときは、一リットルにつき九三円よりきは、一リットルにつき九三円よりきは、一リットルにつき九三円よりき